

介保第 399 号  
令和 3 年 3 月 5 日

高齢者福祉施設の管理者 様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

高齢者施設における唾液検体の採取方法について

新型コロナウイルスの対応にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」が3月3日付で改正され、高齢者施設の職員等の管理下で唾液検体を自己採取する際の注意点等について取りまとめられましたので、お知らせします。

なお、貴施設において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、最寄りの保健所に連絡すると共に県介護保険課に対してご連絡くださいますよう重ねてお願いします。

施設整備係 TEL:0742-27-8534 介護事業係 TEL:0742-27-8532
--